



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月12日火曜日 第491号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....（障がい福祉課）... 120

数人共同施行土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....（農地整備課）... 120

保安林予定森林のする旨の通知.....（森林整備課）... 120

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 121

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）... 121

港湾施設の概要.....（港湾海岸課）... 121

道路の占用を制限する区域の指定.....（道路維持課）... 121

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 121

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 122

指定一般相談支援事業の廃止.....（ " ）... 122

道路の区域変更（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 122

### 人事委員会規則

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 122

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 123

### 選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....（選挙管理委員会）... 124

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 125

### 正 誤

令和6年3月1日付け第488号愛媛県監査公表第4号（住民監査請求に係る監査結果公表）中.....（監査事務局）... 125

## 告 示

### ○愛媛県告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ○愛媛県告示第167号

共同施行非補助土地改良事業過行地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間

令和6年3月13日から4月10日まで

- 3 縦覧場所  
西条市役所西部支所

### ○愛媛県告示第168号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊予市中山町中山7号196の1、7号197の2、7号200の1、7号202から7号205まで、7号206の1から7号206の4まで、7号210
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中山町中山7号206の1・7号206の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第169号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局農林水産振興部水産課管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第170号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づ

○愛媛県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、愛媛県土木部道路都市局道路維持課及び中予地方局久万高原土木事務所、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 占用を制限する区域. Rows include 野村柳谷線, 河内立間停車場線, 小倉三間線.

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月27日

○愛媛県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年3月12日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

く付保義務の発生(令和2年3月愛媛県告示第218号)による保険に付すべき義務は、令和6年3月11日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局農林水産振興部水産課管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第171号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 種類, 位置, 数量及び能力. Row: 野積場, 西条市今在家1500番16、1502番2、1503番2(一部)、1503番4, 野積場 A=4,198㎡

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813600172	社会福祉法人 宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 孝之	生活介護	S a . おいでや内子	愛媛県喜多郡内子町五十崎1925番地	令和5年12月1日

○愛媛県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月12日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700330	株式会社ゼロベース	愛媛県松山市竹原三丁目13番11号	清 水 栄 治	就労継続支援A型	株式会社ゼロベース	愛媛県大洲市徳森字小鳥越1335番地	令和6年1月31日
3810700405	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S P タマビル	田 嶋 羊 子	就労移行支援	大洲地域福祉事業所 みんと	愛媛県大洲市弘川1町字和川2791-1	令和6年2月16日

○愛媛県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定一般相談支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月12日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

事業者番号	指定一般相談支援事業者			指定地域相談支援の種類	廃止に係る指定一般相談支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3830700286	特定非営利活動法人歩	愛媛県大洲市東大洲306番地	白 石 美 月	地域移行支援	障害者相談支援事業所 あゆむ苑	愛媛県大洲市東大洲306番地	令和5年11月30日
3830700286	特定非営利活動法人歩	愛媛県大洲市東大洲306番地	白 石 美 月	地域定着支援	障害者相談支援事業所 あゆむ苑	愛媛県大洲市東大洲306番地	令和5年11月30日

○愛媛県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒乙209番4	旧	メートル 24.8~54.3	キロメートル 0.028	
			新	24.8~54.3	0.028	

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1267

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第13条の4 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第19条第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 警察本部若しくは警察署に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における _____災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業 _____</p> <p>(2) 省略</p> <p>( 災害応急作業等手当 )</p> <p><b>第34条の3 条例第61条の人事委員会が定める地方局等 _____</b></p> <p>_____は、本庁土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)その他人事委員会が認める勤務箇所とする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第62条第1項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 巡回監視の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、480円</p> <p>(2) 応急作業等の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、730円</p> <p>8～11 省略</p>	<p>( 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第13条の4 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第19条第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 警察本部若しくは警察署に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、<u>職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>( 災害応急作業等手当 )</p> <p><b>第34条の3 条例第61条に定める「人事委員会が定める地方局等」</b></p> <p>_____とは、本庁土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)をいう _____。</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第62条第1項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 巡回監視の作業 _____ は、480円</p> <p>(2) 応急作業等の作業 _____ は、730円</p> <p>8～11 省略</p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則第13条の4及び第34条の3の規定は、令和6年1月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1268

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

**職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則**

( 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正 )

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表第10(第3条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 省略</p> <p>2 公安職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務の級区分</td> <td style="text-align: center;">職務の級区分欄の級に含まれる職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>省略 監察官(7級)</td> </tr> </table>	職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略		7級	省略 監察官(7級)	<p><b>別表第10(第3条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 省略</p> <p>2 公安職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務の級区分</td> <td style="text-align: center;">職務の級区分欄の級に含まれる職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>省略 監察官(7級)</td> </tr> </table>	職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略		7級	省略 監察官(7級)
職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職												
省略													
7級	省略 監察官(7級)												
職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職												
省略													
7級	省略 監察官(7級)												

	科学捜査研究所長（7級） 省略
8級	省略 監察官（8級） 科学捜査研究所長（8級） 省略
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務部局	所付 省略

4～8 省略

	_____
8級	省略 監察官（8級） _____
省略	省略

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務部局	科学捜査研究所長 省略

4～8 省略

（管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則の一部改正）

**第2条** 管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第3号に規定する同条第1号及び第2号の職に準ずる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10-3 研究職給料表級別職務区分表4級の部及び5級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(4)～(6) 省略</p>	<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第3号に規定する同条第1号及び第2号の職に準ずる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10-3 研究職給料表級別職務区分表4級の部_____職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(4)～(6) 省略</p>

**附 則**

この規則は、令和6年3月25日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年3月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党新居浜支部	大石 豪	会 計 責 任 者	小野辰夫	伊藤嘉秀	令和5年4月27日
自由民主党愛媛県ビルメンテナンス業団体支部	藤田 一郎	会 計 責 任 者	岡部純二	八石昌明	令和6年2月1日
参政党愛媛第2支部	川浪 郁美	代 表 者	川浪 郁美	佐藤 駿	令和6年2月14日
参政党愛媛第3支部	玉城 由紀	代 表 者	玉城 由紀	山本定彦	令和6年2月14日
		会 計 責 任 者	若宮克也	岡田 修	

自由民主党愛媛県第三選挙区支部	長谷川 淳 二	会 計 責 任 者	安 藤 明	萩 森 盛 一	令和6年2月20日
自由民主党愛媛県西条市第四支部	黒 川 理 恵 子	主たる事務所の所在地	西条市大町431 - 3	西条市大町431 - 6	令和6年2月28日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
渡部浩後援会	佐 藤 公 平	代 表 者	佐 藤 公 平	森 川 義 彦	令和5年2月24日
愛媛県歯科技工士連盟	松 田 勝 年	代 表 者	松 田 勝 年	兵 頭 基 充	令和5年6月1日
えひめ介護福祉政治連盟	矢 野 健 吾	主たる事務所の所在地	松山市北梅本町1624 - 1	新居浜市江口町17 - 14	令和6年1月1日
		代 表 者	矢 野 健 吾	白 石 正	
		会 計 責 任 者	渡 部 誠	東 山 ひとみ	
愛媛ビルメンテナンス政治連盟	藤 田 一 郎	会 計 責 任 者	岡 部 純 二	八 石 昌 明	令和6年2月1日
渡部えみ後援会	渡 部 恵 美	会 計 責 任 者	木 下 邦 男	八 束 直 司	令和6年2月14日
長谷川じゅんじ後援会	新 津 昌 雄	会 計 責 任 者	安 藤 明	萩 森 盛 一	令和6年2月20日
黒川理恵子後援会	矢 野 準 子	主たる事務所の所在地	西条市大町431 - 3	西条市大町679 - 14	令和6年2月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年3月12日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党愛媛県第2区支部連合	村 上 要	令和6年2月26日

社会民主党愛媛県第4区支部連合	大 山 政 司	令和6年2月26日
-----------------	---------	-----------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あべみちお後援会	二 宮 康	令和5年12月31日

正 誤

○正 誤

令和6年3月1日付け第488号愛媛県監査公表第4号（住民監査請求に係る監査結果公表）中

ページ	箇 所	誤	正
97	上から7行目	の見直しに努められたい。	の見直しに努められたい。 令和6年2月22日 愛媛県監査委員 高 橋 正 浩 同 高 田 健 司